入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和３年４月２日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長　宮田　年耕

◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　（修費）首都高速道路橋梁健全度評価・診断等業務（2021年度）

⑶　業務内容　本業務は、首都高速道路全線を対象とした非破壊調査、応力計測及びＦＥＭ解析を伴う橋梁の損傷調査及び健全度評価・診断を行うものである。

主な作業内容は次のとおりである。

①　鋼構造物の損傷調査及び健全度診断

②　コンクリート構造物の損傷調査及び健全度診断

⑷　履行期間　契約締結日の翌日から令和４年７月31日まで

⑸　その他

①　本業務は、提出された参加表明書及び技術提案書を審査した結果、技術提案書の評価点が70点以上の者の中で最高の者であり、かつ、業務規模として定めた金額の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として特定する公募型プロポーザル方式（標準タイプ）の対象業務である。

②　本業務は、見積等を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、契約責任者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては４⑴に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式第１）を提出するものとする。

③　本業務は、首都高速道路株式会社の業務未経験者の育成支援を目的とした試行業務である。

④　その他については、電子入札留意事項によることとする。

2　競争参加資格

⑴　首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。

⑵　首都高速道路株式会社における2021・2022年度競争参加資格の「橋梁設計」の認定を受けている者であること。

⑶　参加表明書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、競争に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（詳細は「資本関係・人的関係がある者同士の競争参加制限について（https://www.shutoko.co.jp/business/bidinfo/data/kanke_seigen/）」に記載）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、調査・設計業務請負現場説明書の説明事項１⑽イの記載に抵触するものではないことに留意すること。

⑷　業務実施上の条件

①　法人に必要とされる業務の実績　当該業務に参加希望する法人は、平成23年度以降に都市高速道路又は高速自動車国道における鋼橋の疲労損傷に関する詳細調査及び健全度診断業務、並びにコンクリート橋の詳細調査及び健全度診断業務に関して完了した業務実績を有すること。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。

※鋼橋の疲労損傷に関する詳細調査及び健全度診断業務とコンクリート橋の詳細調査及び健全度診断業務とは、同一の業務でなくてもよい。同一の業務の場合、その業務実績を１件の業務実績とする。同一の業務でない場合、両方の業務実績をあわせて１件の業務実績とする。

②　予定管理技術者に必要とされる要件

イ　技術資格（予定管理技術者）　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］又はＲＣＣＭ(鋼構造及びコンクリート)を有する技術者

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課）を受けている必要がある。

ロ　業務実績（管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者）　平成23年度以降に完了した、以下に示される同種又は類似業務について、１件以上の実績を有さなければならない。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。

同種業務：都市高速道路又は高速自動車国道における鋼橋の疲労損傷に関する詳細調査及び健全度診断業務

類似業務：上記以外の道路における鋼橋の疲労損傷に関する詳細調査及び健全度診断業務

ハ　手持ち業務量　令和３年４月23日現在の手持ち業務量（特定後未契約のものを含む。）において、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額が500万円以上の業務の契約金額の合計が４億円未満かつ件数が10件未満であること。

なお、手持ち業務が複数年契約の業務の場合には、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。

【手持ち業務量が超過した場合】

令和３年４月23日以降契約締結日まで及び履行期間中、管理技術者の手持ち業務量（本業務を含まない）が契約金額で４億円または契約件数で10件を超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合は、当該管理技術者を交代させる等の措置を請求する場合がある。

なお、変更後の管理技術者は以下の要件をすべて満たす者とする。

ａ）当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者。

ｂ）当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者

ｃ）当該管理技術者と同等以上の業務評定点を有する者

ｄ）手持ち業務量が上記で定めた制限量を超えていない者

⑸　業務実施上の条件　参加表明書の提出期限の日から見積開封の時までに、当社から競争参加停止措置（平成17年準則第22号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。

3　技術提案書の評価基準

⑴　技術提案書による評価

①　予定管理技術者の当社業務経験の有無及び管理補助技術者の配置

②　予定管理技術者及び予定担当技術者の技術資格

③　予定管理技術者（管理補助技術者を配置する場合は予定管理補助技術者）及び予定担当技術者の同種又は類似業務の実績

④　予定管理技術者、予定管理補助技術者(配置する場合）及び予定担当技術者の手持ち業務量

⑤　予定管理技術者（管理補助技術者を配置する場合は予定管理補助技術者）及び予定担当技術者の当社及び公的機関からの表彰経験

⑥　予定管理技術者（管理補助技術者を配置する場合は予定管理補助技術者）の当社での業務成績

⑵　配置予定技術者からのヒアリングによる評価

①　ヒアリング対象者

イ　予定管理技術者

ロ　予定管理補助技術者

②　評価項目

イ　専門技術力の確認

ロ　業務への取組姿勢の評価

ハ　コミュニケーション力の評価